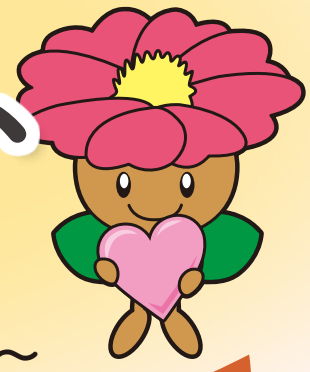
しつけと体罰のちがい、知るところから



～11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンです～

2020年4月より、法律で親などによるこどもへの体罰が**全面的に禁止**されました。
「愛の鞭(むち)」や「しつけ」のつもりであっても、体罰はこどもの心と身体を深く傷つけ、成長に悪影響を与えてしまいます。この機会に、「しつけ」と「体罰」の違いについて一緒に考えてみましょう。

一緒に考えてみよう

しつけ？体罰等？これってどっち??



問題1

友だちをたたいてけがをさせたので、痛みを教えるために同じようにたたいた。



【答え】✕　体罰です

◆痛さと怖さしか残りません。
◆「暴力で解決していい」と間違った学習をしてしまいます。

問題2

言うことを聞かない時に、「お前なんか生まれてこなければよかった」と言った。



【答え】✕　暴言です

◆身体を叩かなくてもこどもの心を傷つける暴言なども言葉の暴力になります。

しつけとは

こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。



体罰とは

こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です。



～対処法～

- こどもの安全を確保するために、その場を離れる**大人の回避行動**
 「今、ママ(パパ)イライラしているから隣の部屋に行くわ」
- 「今、すごく怒ってる」という**気持ちを伝える**
- **深呼吸、水を飲む、うがい**をすることで衝動的な体罰や暴言をブロック

詳しくはこども家庭庁HPへ



問合せ　区保健福祉課（子育て支援室）窓口③番　☎ 06-6682-9878

☆住之江区広報紙「広報さざんか」は、毎月1日～5日（1月号は2日～6日）の間に配布委託業者が住之江区内全てのご家庭・事業所のポストへ直接お届けしています。